

コロナ禍以降の事業再生案件において想定される諸問題

北野知広
Tomohiro Kitano

PROFILEはこちら



1 はじめに

本Newsletterの2020年7月号では、野上弁護士から「COVID-19流行により窮境に陥った企業の事業再生について」と題して、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行下において資金の提供を受ける方策や資金の流出を防ぐ方策を紹介しました。

https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_202007-P2-6-Nogami20200713-2.pdf

本Newsletterでは、さらに一歩進んで金融債務のリスケジュールや財務リストラが必要となる事案において、コロナ禍以降に生じることが想定される諸問題を紹介したいと思います。

2 想定される状況

日本政策金融公庫や商工中金からの新型コロナウイルス感染症特別貸付などの緊急融資を受け、また、公租公課の徴収猶予、減免、納付猶予等によって現状は資金繰りを維持することができている、しかしながら、売上はコロナ禍以前には戻らず、このままでは負債を減少することができずに早晚資金繰りが破綻することが見込まれる状況にある、したがって、金融債務のリスケジュールや、さらに進んで財務リストラ(債権カット)が必要である、あるいは、スポンサー支援を受けて再建したいが、スポンサーとしては債務者の抱えている債務が過剰であり、これをそのまま引き受けることは困難で、一定の財務リストラを求めたい、というような状況が想定されます。

このような状況が既に発生している企業も存在しますが、現時点ではCOVID-19の流行は終息するどころかさらに勢いを

増している状況であり、業況の改善が見られない中ではスポンサー支援を受けて事業再生を図るといのは、残念ながらなかなか難しい状況にあります。そのため、現時点では、一刻も早いCOVID-19の流行の終息を願いつつ、何とかして現状の事業を維持するための方策を検討することが求められます(その方策としては、前述の本Newsletterの2020年7月号をご参照ください)。

何とか現状の事業を維持できたとしても、1年間の徴収猶予・納付猶予を受けていた公租公課の納付期限が到来する時点、または、利子補給を受けて実質無利子となっていた借入について利子・元本の返済がスタートする時点までに売上の回復が鈍い企業において前述のような状況が本格化する、以下に紹介するような問題が先鋭化することになることが想定されます。

3 事業再生を模索する時間的余裕が確保できない問題(資金繰りの破綻)

売上が十分に回復しなければ、事業継続に必要な最低限の維持費すら賄えず徐々に資金が枯渇し、緊急融資等で調達した資金が底をつけば事業継続が困難となります。コロナ禍における特徴として、売上が回復しないため、資金が減少していくスピードが極めて速いという点があります。特にホテル関係、飲食関係、アパレル関係などにおいて顕著であり、残念ながら、各地でこれらの企業の倒産が相次いでおります。

いくら再建の意欲があっても、資金繰りが破綻してしまえば破産するほかなくなります。また破産を免れることができて、採りうる選択肢や可能性が狭まります。

事業の再建の検討には、金融債権者をはじめとする関係者

との協議や自社の状況の分析、スポンサーの探索、スポンサーとの交渉などに相応の時間を要します。想定以上の速さで資金繰りが悪化することによって、これらに必要な時間を確保することができず、残念ながら破産せざるを得ない事態が発生しています。コロナ禍が発生する以前には黒字を計上していた企業においてもこのような状況に陥っている企業が発生しています。

従って、深刻な状況に至る前から、各種の検討を始めておくことが重要です。早すぎるくらいでちょうど良いくらいです。事態が鎮静化して売上が回復し、様々な検討が無駄になれば喜ぶべきことであり、関係者一同安堵するところです。検討が無駄になって構いませんので、万が一の事態に備えて、早めに専門家へ相談をしておくことをお勧めします。

4 協議すべき関係者の増加

公租公課の徴収猶予、納付猶予等により、まとまった金額の公租公課が残されていることが想定されます。公租公課は法的手続でも優先権のある債権として優先的に取り扱うことが必要となりますが、私的整理においても優先的に弁済をすることとなれば、公租公課の金額が過剰となっているために金融債務への弁済計画を立案できず、結果として事業再生計画案の立案が困難になる事態も想定されます。

徴収猶予、納付猶予期間が経過すれば猶予を受けた公租公課について全額を一括で支払わないといけないということになれば、相当数の企業において資金繰りに窮する事態が生じることが想定されます。そのため、分納等の柔軟な対応が認められる、あるいは、別途の施策が導入されるのではないかと推測されますが、仮にそうだとした場合、私的整理や法的再建手続中の企業においても分納が許容されるのか、リスケジュールやDES・DDSにとどまらず金融債務の免除が求められる事案においてはどうか(免除後の金融債務とともに公租公課の分納をすることが許容されるか)、第二会社方式で事業を切り出した旧法人に公租公課の未払いがある場合、その

後の旧法人の清算手続において公租公課の減免を受けることができるか(公租公課の減免が難しい場合は金融債務への弁済が困難になり、事業再生計画案の立案が困難となる)など、様々な場面において公租公課の取扱いが問題となると想定されます。

また、賃料や仕入債務の分割弁済を許容してもらうことにより資金繰りを維持している企業もあると思われます。このような場合、それらの債務の取扱いも問題になります。

このように、コロナ禍前に比べ、対応すべきステークホルダーが増加することが想定されますが、コロナ禍といった債務者の責めに帰すことができない事由によって生じた各種債務について、どのような処理をすることが公平であるか、関係者において十分に協議をすることが必要になると思われます。

政府による追加諸施策、世の中の動向、同種の事業再生案件における対応状況等を踏まえて最善の方法を模索する必要があります。

5 金融機関の調整について

コロナ禍以前からの金融債務とコロナ禍での緊急融資の関係が問題になることも想定されます。後者は危機時期における事業継続のための融資であることや、コロナ禍以前からの金融債務に比して返済を受けることができていることなどからして、コロナ禍以前の金融債務より優先的な取扱いを求めたいという意見が出る可能性も考えられます。このような意見については心情的には理解できますが、既存の金融機関の理解が得られるのか疑問がありますし、リスケジュールや財務リストラが必要な場面においては、同じ金融債務である限り、同じ取扱いをすべきことが原則となると思われます。

この問題がより先鋭化するのには、コロナ禍以降の緊急融資において、既存の金融債務に比して優先的な取扱いをすることが関係者間で合意されている場合です。さらにいえば、リスケジュール対応を求める事案ではなく、金融債務の免除が求められる事案において先鋭化します。スポンサーの支援順次

第では、コロナ禍以降の緊急融資に優先的に返済すれば、既存の金融債務への弁済に回らない事態も想定されますが、そうなれば、既存金融機関の理解を得るのは困難となります。合意した当事者の範囲、合意の内容その他諸般の事情を総合的に勘案し、事案に応じた適切な処理が求められます。画一的な対応に終始し、その結果事業再生の可能性を閉ざすことは慎むべきであり、関係当事者は叡智を出し合って最善の処理を模索すべきであると考えています。

その解決策として、従来にも増してさらにDESやDDSの利用が増加することが想定されますし、また、金融債務の中でもコロナ禍以前の債務と以後の債務とで処理を変えることなども想定されるようです。

6 法的手続の利用の増加、DIPファイナンス

このように、これまでの事業再生案件よりもさらに複雑な問題が生じることが想定されます。しかも、売上が低迷して資金繰りが急速に悪化する中でこれらの処理を行う必要があり、これまで以上に処理のスピードが求められます。

このような状況において、残念ながら私的整理では関係者の意見を調整することができず(または時間的余裕がなく)、民事再生や会社更生といった法的再建手続を利用する案件が増加することも想定されます。法的再建手続においては、再建手続中の資金繰りをいかに維持するかがポイントとなり

ます。

この点、DIPファイナンスを得て資金繰りを維持することができればよいのですが、DIPファイナンスは一般的に担保が求められます。この点、法的再建手続の申請前の資金調達のために保有資産に担保設定をしていて、もはや担保に供する資産が存在しないことも想定されます。従って、平時における担保設定については、将来を見据えた十分な検討が必要となると思われます。

もとより、担保に依存しないDIPファイナンス市場が確立されることが望ましいところであり、そのような市場が育っていくことも期待されます。

7 おわりに

このように、コロナ禍以降の事業再生手続においては、従来よりも多くの論点が含まれる事態が想定されます。しかも、その対応については従来よりもスピード感をもって進めることが必要になります。

時間切れによって事業再生の芽を摘んでしまわないように、適切なタイミング(早すぎるくらい)のタイミングで専門家への相談をはじめ、万が一に備えておくことが肝要と考えております。

弊所においても、その時々状況を踏まえ、必要な対応策と一緒に検討いたしますので、遠慮なくご相談ください。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)